平成２１年（フ）第２２７号
滋賀県彦根市小泉町620番地52
債務者　岩崎ちよみ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第７２６４号
大阪市都島区友渕町３－９－15－401、外国人登録原票上の居住地大阪市城東区諏訪４丁目19番５号
債務者　西原整骨院こと西原一鏞こと　韓　一鏞
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８８９号
大阪府豊中市利倉東１丁目６番63号
債務者　伏木　國弘
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　張　　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９３６号
大阪府東大阪市宝持４丁目８番21号
債務者　梅本　　治
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水島　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第１４８号
静岡県富士宮市西町25番４号　富士宮シティホテル１階
債務者　有限会社ライフプラン
代表者代表取締役　野田　光男
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１４９号
静岡県富士市中野台２丁目９番13
債務者　有限会社くすり箱
代表者取締役　野田　光男
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４１２号
函館市白鳥町７番17号
債務者　菊地　伸彦
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４１３号
函館市白鳥町７番17号
債務者　菊地　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４５５号
北海道亀田郡七飯町字大沼町723番地
債務者　丹野　英三
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４５６号
北海道亀田郡七飯町字大沼町723番地
債務者　丹野　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４７１号
北海道山越郡長万部町字長万部434番地の２
債務者　赤塚　利彦
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４７２号
北海道山越郡長万部町字長万部434番地の２
債務者　赤塚　和美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４９８号
函館市日吉町４丁目10番１号
債務者　柴田奈穂美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２０５号
浜松市西区深萩町304番地の673
債務者　江間　美保
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
静岡県浜松市中区尾張町123番地の６　丸和ビル２Ｆ前嶋方、前住所静岡県浜松市東区恒武町280番地
債務者　竹田　要守
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
静岡県浜松市中区野口町474番地
債務者　尾崎　礼実
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２５４０号
名古屋市南区鶴田２丁目７番31号　サン・クレイン101号
債務者　シブヤ製作所こと　服部　仁司
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部